

第 165 回 総会

南部町農業委員会会議録

平成 31 年 4 月 12 日開催

南部町農業委員会

第 165 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 31 年 4 月 12 日 (金) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 平成 31 年 4 月 12 日 (金) 午後 2 時 00 分

3. 開催場所 南部分庁舎 3 階議場

4. 出席委員 (16 人)

会長	9 番	中 村 文 男			
会長職務代理	2 番	川守田 雄 一			
委員	1 番	工 藤 信 仁	3 番	赤 石 敏 文	
	4 番	佐々木 一 雄	5 番	梅 内 勝 治	
	6 番	坂 本 重 悦	7 番	山 田 憲 幸	
	8 番	三 浦 恵美子	10 番	坂 本 誠 治	
	11 番	滝 田 信 彦	12 番	蹴 揚 福 男	
	13 番	河守田 雄 一	14 番	石 橋 薫	
	15 番	松 村 民 夫	16 番	堀 内 重 男	

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	夏 堀 勝 徳
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の氏名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 2 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 5 号 職員の任免について

事務局長	<p>ただいまから第 165 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 <u>16 名</u> で、全員出席しておりますので、第 165 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 6 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>3 番 赤石敏文 委員</p> <p>4 番 佐々木一雄 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p style="background-color: #cccccc;">(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>
議長	<p>次に、日程第 4 報告第 1 号「貸借合意解約書の受理」についてを報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>それでは、報告第 1 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は平成 31 年 3 月 11 日、土地の引渡しの時期</p>

小田原主幹	<p>は平成 31 年 3 月 12 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 報告第 2 号「使用貸借合意解約書の受理」についてを報告いたします。</p>
	<p>報告の朗読と説明を求めます。</p>
	<p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>それでは、報告第 2 号について説明いたします。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。</p>
	<p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は</p>
	<p>平成 12 年 3 月 21 日から平成 32 年 3 月 20 日まででした。</p>
	<p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は、いずれも平成</p>
	<p>31 年 3 月 22 日で合意解約の条件は「なし」であります。</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
	<p>議案の説明を求めます。</p>
	<p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 2 号について、説明いたします。</p>
	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 8 件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p>
	<p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>
	<p>川守田雄一 調査員</p>
川守田調査員	<p>2 番 川守田から説明いたします。</p>
	<p>去る 4 月 3 日、工藤委員と南部分庁舎において、議案第 2 号及び議案第 3 号について、調査を行いましたので説明します。</p>
	<p>議案第 2 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p>
	<p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p>

川守田調査員	<p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人の父が譲り渡した農地の代替地として子が取得するものです。</p> <p>番号4番の申請理由は、譲受人の父が譲り渡した農地の代替地として子が取得するものです。</p> <p>番号5番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号6番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号7番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号8番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するものです。</p>
議 長	<p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第2号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、 原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、日程第7 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p>
小田原主幹	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第3号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。</p>
小田原主幹	<p>番号1番は携帯電話の無線基地局建設工事に伴う工事用地の一時転用に関する件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p>
小田原主幹	<p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
小田原主幹	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>川守田 調査員</p>
川守田調査員	<p>議案第3号について、農地法第5条第1項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p>
川守田調査員	<p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p>
川守田調査員	<p>番号1番の申請理由は、借り受人が携帯電話の無線基地局建設工事に伴い工事用地として利用</p>

川守田調 査員	<p>するため一時転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主 幹	<p>議案第3号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・小向地区で、南部町役場南部分庁舎から西に約3.8kmの距離に位置し、申請地の北側は宅地、西側は山林、東側及び南側は農地となっており、東側は町道に接しています。</p> <p>事業内容として、KDDI(株)の携帯電話無線基地局の建設に伴い、隣接地の一部115.64㎡の申請地を仮設資材置き場等として3カ月間の一時的利用であり、不許可の例外の一時転用に該当するものです。</p> <p>農地区分については、周囲を山林に囲まれた「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することができると思われる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第3号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第8 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主 幹	<p>議案第4号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、21件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必</p>

<p>小田原主幹</p>	<p>要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額3,000円です。 番号2番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額3,000円です。 番号3番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号4番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号5番の利用目的は田、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号6番の利用目的は田、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号7番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。 番号8番の利用目的は樹園地、期間は1年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額3,991円です。 番号9番の利用目的は田、期間は2年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,300円です。 番号10番の利用目的は樹園地、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。</p> <p>番号11番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。 番号12番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号13番の利用目的は田、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号14番の利用目的は田、期間は11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号15番の利用目的は畑、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号16番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号17番の利用目的は田、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号18番の利用目的は田、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号19番の利用目的は田、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号20番の利用目的は田、期間は2年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号21番の利用目的は樹園地、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第9 議案第5号「職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>

小田原主幹	<p>議案第 5 号について、説明いたします。</p> <p>(議案の説明)</p> <p>平成 31 年度南部町職員定例人事異動により南部町農業委員会の職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 20 条第 3 項の規程に基づき、承認を求めるものです。</p> <p>前事務局長の松橋悟さんを南部町長事務部局へ出向させ、新たに夏堀勝徳さんを農業委員会職員に任命するものです。</p>
議 長	<p>議案第 5 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 5 号「職員の任免について」は、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 165 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>
議 長	<p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p>

(午後 2 時 27 分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 4 月 12 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員